

第17期 第28回 豊見城市農業委員会 総会

1 日 時: 令和4年11月24日(木) 午後1時30分～午後2時14分

2 場 所: 豊見城市役所 3階第1会議室

3 出席農業委員 (7 名)

会 長: 1番 瀬長 澄子 委員

職務代理: 2番 上原 啓一 委員

委 員: 3番 金城 敏満 委員 5番 宮里 由美子 委員 6番 金城 朝之 委員

7番 比嘉 強 委員 8番 瀬長 輝男 委員

4 欠席農業委員 (1 名)

4番 當間 康由 委員

5 農地利用最適化推進委員

東部地区: 長嶺 幸雄 委員 ・ 大城 空 委員

西部地区: 高安 昌俊 委員 ・ 比嘉 昇 委員

5 農業委員会事務局職員

局 長: 浜本 亨

主 査: 上江洩 良太 主任主事: 大城 匠人

6 議事録署名委員

3番 金城 敏満 委員 ・ 5番 宮里 由美子 委員

7 付議すべき案件

報告第 164 号 農地転用後の利用状況の報告について

報告第 165 号 転用許可に係る工事の進捗状況報告について

報告第 166 号 現況証明願について

報告第 167 号 農地法許可申請の取下げ願について

報告第 168 号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について

報告第 169 号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について

議案第	80	号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第	81	号	一時転用承認願申請について
議案第	82	号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について
議案第	83	号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について
議案第	84	号	農地利用最適化推進委員の辞任について
協議第	26	号	農用地利用集積計画の作成に係る意見決定について

8. 会議の内容

議長

こんにちは。では、ただいまから第17期豊見城市農業委員会第28回総会を開会いたします。

(午後1時30分) 開会

議長

本日の議事日程は、お手元にお配りのとおりです。

会期は、本日1日限りといたします。

本日の出席委員は8名中7名で、豊見城市農業委員会会議規則第11条の規定により定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

次に議事録署名委員について、豊見城市農業委員会会議規則第13条の規定に基づき、本日の議事録署名委員に、第3番委員の金城敏満委員と第5番委員の宮里由美子委員のお二人、また会議書記に農業委員会事務局の浜本事務局長及び上江洲主査をお願いいたします。

これより報告案件に入ります。はじめに、報告第164号について事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の2ページをお開きください。

報告第164号「農地転用後の利用状況の報告について」、2件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。

議長

ただいまの報告第164号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

特に質疑がないようですので、進行します。

次に、報告第165号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の4ページをお開きください。

報告第165号「転用許可に係る工事の進捗状況報告について」、1件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。

議長

ただいまの報告第165号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

特に質疑がないようですので、進行します。

次に、報告第166号について事務局より説明をお願いいたします。

事務局	それでは、議案書の 6 ページをお開きください。 報告第 166 号「現況証明願について」、5 件ございました。内容を確認の上、証明発行いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 166 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑がないようですので、進行します。 次に、報告第 167 号について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 8 ページをお開きください。 報告第 167 号「農地法許可申請の取下げ願いについて」、1 件ございました。内容を確認の上、県知事へ進達を済ませておりますので、ご報告いたします。以上です。
議長	ただいまの報告第 167 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑がないようですので、進行します。 次に、報告第 168 号について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 10 ページをお開きください。 報告第 168 号「農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について」、2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	報告第 168 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。 特に質疑がないようですので、進行します。 次に、報告第 169 号について事務局より説明をお願いいたします。
事務局	それでは、議案書の 12 ページをお開きください。 報告第 169 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」、2 件ございました。事務局長専決により届出書を受理いたしましたので、ご報告いたします。以上です。
議長	報告第 169 号について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから

質疑をお願いいたします。

特に質疑がないようですので、進行します。

次に、議案審議に入ります。議案第 80 号について審議します。「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、農地利用最適化推進委員も現地調査に立ち会っておりますので、事務局の説明後に農地利用最適化推進委員の報告もお願いしたいと思います。では、事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第 80 号について説明いたします。議案書の 14 ページをお開きください。

議案第 80 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、4 件の申請がございました。

整理番号 1 番につきまして、議案書の 16 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字我那覇 525 番 1、526 番 2、526 番 4 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われれます。

整理番号 2 番につきまして、議案書の 18 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字我那覇 420 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われれます。

整理番号 3 番につきまして、議案書の 20 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字名嘉地 172 番 1 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われれます。

整理番号 4 番につきまして、議案書の 22 ページをお開きください。申請のありました豊見城市字座安 269 番 5 につきましては、農地法第 3 条第 2 項の各号に該当しないことから、許可相当ではないかと思われれます。

なお、今回の申請に当たって、新規に許可申請する農地及び既に耕作する権利がある土地について、耕作がなされているか確認するため、農地利用最適化推進委員にて現地調査を行いました。

調査結果について、高安委員から報告をお願いします。

高安推進委員

それでは、令和 4 年 11 月 15 日に行いました現地調査の結果について報告します。

整理番号 1 番から 3 番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。

整理番号 4 番について、申請地及び既に耕作する権利がある土地を効率的に利用して耕作の事業を行うことを確認しました。以上です。

議長

事務局の説明と農地利用最適化推進委員の報告が終わりました。
議案 80 号については 1 件ずつ審議しますが、整理番号 1 番、2 番及び 3 番については関連事案ですので、一括して審議します。
はじめに、整理番号 1 番、2 番及び 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。
質疑なしと認めます。これより採決に移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。
整理番号 1 番、2 番及び 3 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番、2 番及び 3 番については許可することに決定しました。
次に、整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。
質疑なしと認めます。これより採決します。
整理番号 4 番については、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないことから許可することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番については許可することに決定しました。
次に、議案第 81 号について審議します。事務局より現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案書の 24 ページをお開きください。
議案第 81 号「一時転用承認申請について」、1 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。
整理番号 1 番につきまして、31 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字伊良波 421 番 2。転用目的は建設ヤード。当該申請地は農地法第 5 条第 1 項第 1 号の許可を要しない転用に該当し、事業完了後の農地への復元が見込まれることから承認相当ではないかと思われまます。
続いて現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、伊良波地区の住宅地域に近接した農地となっております。現場は航空写真では原野の様相を呈しているのですが、既に伐採が行われていて、耕作されていない休耕農地となっております。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画により特に問題ないと考えられます。
議案第 81 号について、説明は以上です。

議長

ありがとうございます。事務局の説明が終わりました。それでは委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。
質疑なしと認めます。これより採決します。
議案第 81 号について、承認条件を付して許可することにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、議案第 81 号については承認条件を付して許可することに決定しました。
次に、議案第 82 号について審議します。事務局より現地調査の報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案書の 33 ページをお開きください。
議案第 82 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」、2 件ございました。申請内容につきましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。
整理番号 1 番につきまして、38 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字与根 47 番 7。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
次に、整理番号 2 番につきまして、43 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字翁長 289 番 1。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 4 条第 6 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。
続いて、現地調査の結果をご報告いたします。
整理番号 1 番の申請地は、与根地区の住宅地域に近接し、街区の面積に占める宅地等の面積の割合が 40%を超える農地となっております。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状態です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。
次に、整理番号 2 番の申請地は、翁長地区の農用地区域に近接し、農地の広がり 10ha を超える優良農地となっております。現場は休耕状態で雑草がまばら

に生えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

議案第 82 号について、説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。議案第 82 号は 1 件ずつ審議します。

はじめに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いします。

休憩を取ります。

休憩 午後 1 時 47 分

再開 午後 1 時 50 分

議長

再開いたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番について、農地法第 4 条第 6 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に議案第 83 号について審議します。事務局より現場調査の報告と併せて議案の説明をお願いいたします。

事務局

それでは議案書の 45、46 ページをお開きください。議案第 83 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、7 件ございました。申請内容につき

ましては、記載のとおりとなります。それでは、申請案件についてご説明します。

整理番号 1 番につきまして 51 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字田頭 122 番。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 2 番につきまして、56 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字翁長 838 番 11。転用目的は有料老人ホーム。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 3 番につきまして、62 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字金良 327 番 2。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 4 番につきまして、68 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字金良 327 番 6。転用目的は一般住宅。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 5 番につきまして、74 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字長堂 162 番 8、162 番 9、162 番 10。転用目的は進入路。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 6 番につきまして、79 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字饒波 1027 番 1。転用目的は駐車場。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

次に、整理番号 7 番につきまして、84 ページをお開きください。申請のあった土地は、豊見城市字瀬長 20 番 1。転用目的はコンテナ販売。当該申請地は農地法第 5 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えられます。

続いて現地調査の結果をご報告いたします。

整理番号 1 番の申請地は、那覇空港自動車道名嘉地 I C の出入口からおおむね 300m 以内の区域にある農地です。現場は耕起されているが、作物が植えられていない休耕状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 2 番の申請地は、翁長地区の住宅地域に近接し、相当数の街区を形成している区域にある農地となっています。現在は休耕状態で雑草が繁茂してい

る状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 3 番の申請地は、金良地区の農用地区域に近接し、農地の広がり が 10ha を超える優良農地となっています。現場は休耕状態で雑草がまばらに生 えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び 排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 4 番の申請地は、金良地区の農用地区域に近接し、農地の広がり が 10ha を超える優良農地となっています。現場は休耕状態で雑草がまばらに生 えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び 排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 5 番の申請地は、長堂地区の農用地区域に近接し、農地の広がり が 10ha を超える優良農地となっています。現場は休耕状態で雑草がまばらに生 えている状況です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び 排水処理計画により特に問題ないと考えられます。

整理番号 6 番の申請地は、水管・下水道管が埋設された道路の沿道の区域にあ り、かつ、おおむね 500m 以内に 2 以上の公共施設等（ここでいうと長嶺幼稚 園と長嶺小学校です）が設置された農地です。現場は既に駐車場として利用さ れていることから、違反転用案件として始末書を受領しています。現地の境界、 周辺への被害防除等については現在の利用状況から特に問題ないと考えられま す。

整理番号 7 番の申請地は、瀬長地区の住宅地域に近接し、農地の広がり が 10ha 未満の農地となっています。現在は休耕状態で雑草がまばらに生えている状況 です。現地の境界、周辺への被害防除等については事業計画及び排水処理計画 により特に問題ないと考えられます。

議案第 83 号について、説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。議案第 83 号は 1 件ずつ審議します。

はじめに、整理番号 1 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手 をしてから質疑をお願いします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 1 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可 相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 1 番については許可相当として沖縄県知

事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 2 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてからお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 2 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 2 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 3 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。質疑ありますか。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 3 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 3 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 4 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決に移ります。

整理番号 4 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 4 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 5 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 5 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 5 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

次に、整理番号 6 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 6 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 6 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

最後に、整理番号 7 番について委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。

質疑なしと認めます。これより採決します。

整理番号 7 番について、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないことから、許可相当として沖縄県知事へ進達することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、整理番号 7 番については許可相当として沖縄県知事へ進達することに決定しました。

休憩します。

休憩 午後 2 時 05 分

(比嘉推進委員退室)

再開 午後 2 時 06 分

議長

再開します。

次に議案第 84 号「農地利用最適化推進委員の辞任について」審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、議案第 84 号「農地利用最適化推進委員の辞任について」、お手元の

議案書の 85 ページをご覧ください。農地利用最適化推進委員の比嘉昇委員から 11 月 16 日付で一身上の都合により委員を辞任したい旨の申出がありました。このことから、農業委員会等に関する法律第 23 条の規定により、農業委員会の同意を求めるものであります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願いいたします。上原委員。

2 番委員 辞任届は届けでいいと思うのですが、補充とかはあるんですか。

事務局 上原啓一委員の質疑にお答えいたします。今、総会で上程しているのは辞任についての審議ということになっていますので、その後の、今推進委員が定数 4 名になっていますけれども、もしこれが承認されましたら比嘉昇委員は辞任という形になって 3 名という形で欠員 1 名になります。この件についてはまた議案ではなくて、総会終了後に全員協議会で協議したいと思っていますので、後ほどご説明したいと思います。以上でございます。

議長 ほかに質疑はありませんか。

(はいの声あり)

議長 以上で質疑を終わります。
それでは皆さんにお諮りいたします。比嘉昇推進委員の辞任については、同意することにご異議ございませんか。

(異議なし)

議長 それでは異議なしと認め、比嘉昇推進委員から辞任の申出がありました議案第 84 号「農地利用最適化推進委員の辞任」については、豊見城市農業委員会はこれに同意することに決定いたします。
休憩します。

休憩 午後 2 時 09 分

再開 午後 2 時 10 分

議長 再開します。

次に協議第 26 号について審議します。事務局の説明をお願いいたします。

事務局

それでは、協議第 26 号「農地利用集積計画の作成に係る意見決定について」で
ございます。お手元の議案書の 87 ページをご覧ください。
87 ページ、みだしの件について令和 4 年 11 月 18 日付、豊経建農第 643 号で、
豊見城市長より別紙のとおり農用地利用集積計画の作成について照会がありま
すので、委員会の意見を求めるものでございます。
ページをめくって 88 ページのほうが、豊見城市長より農業委員会会長宛での
意見決定についての照会文書となっております。隣のページ、89 ページが農用
地利用集積計画（案）となっております。この詳細、中身については主管課
である農林水産課のほうから出席いただいておりますので、そちらから説明い
たします。

農林水産課

こんにちは。農林水産課農政班大城です。よろしくお願ひします。今回、基盤
法に基づく利用権設定の申請が 1 件ございますので、説明いたします。90 ペー
ジをお願いいたします。貸し手及び借り手はご覧のとおりです。利用権を設定
する農地の地番は伊良波 667 番 2、3,761 m²、設定する利用権は賃貸借権で、
存続期間は公告日から令和 7 年 10 月 31 日となっております。借賃については
年額 22 万円を毎年 11 月までに現金持参することとなっております。
説明は以上となります。

議長

どうもありがとうございました。協議第 26 号について説明が終わりました。
それでは委員の質疑を許します。質疑のある方は挙手をしてから質疑をお願い
いたします。よろしいですか。
質疑なしと認めます。これより採決します。
協議第 26 号については、豊見城市長に対して「適正である」と回答することに
ご異議ございませんか。

(異議なし)

議長

異議なしとのことですので、協議第 26 号については、豊見城市長に対して「適
正である」と回答することに決定しました。どうもありがとうございました。
では以上をもちまして、本日提案の議事日程は全て終了いたしました。委員の
皆様には、提案された議事日程に対して真摯で丁寧なご意見とご審議をいただ
きまして、誠にありがとうございました。
これで本日の農業委員会総会を終わります。

令和4年11月24日(木)
午後2時14分終了

議事録署名委員

議長 瀬長 澄子

3番委員

金城 敬昭

5番委員

宮里 由美子